

水道水質検査計画書



平成 31 年度

大 崎 町 水 道 課

目 次

1	水質検査計画に関する基本方針	1
2	水道施設の概要	2
3	原水・浄水の水質状況及び水質管理上の問題点と対応	5
4	水源ごとの水質検査項目	8
5	臨時の水質検査	11
6	水質検査の方法	11
7	水質検査計画及び結果公表の方法	12
8	その他水質検査実施に際し、配慮すべき事項	13

[添付資料]

水道水質検査計画

1 水質検査計画に関する基本方針

この計画は、水道水の水質管理強化を図ることにより、水道水源の安全を確保し、町民に安全で安心できる水道水を安定的に供給するために、水道法に基づき策定するものである。

計画策定に当たっては、需要者の声を反映させるとともに、水質検査の結果等についても広く住民の方々に公開し、水道水質の現況に対する理解と今後の水道水源の保全に対する協力を求めるものである。

【水質検査で定める事項】

(水質検査機関への委託)

- ・ 水道水質の検査については、水道法に基づき適正で、且つ、正確に検査が実施でき、水質異常が発生した際、敏速に対応できる精度の高い検査実績を有する県内の水質検査登録機関に委託する。

(臨時の水質検査)

- ・ 水源の水質が著しく悪化した時や水源に異変が生じた時は、すみやかに臨時の水質検査を実施し、安全性を確認する。

(水質事故時の対応)

- ・ 水質検査の結果、水質に異常が判明した場合は、直ちに給水を停止し、給水域の需要者に「給水停止」の広報を行い、必要に応じて「給水車による給水」を実施する。

(連絡体制)

- ・ 水道水質の検査計画を円滑に実施するため、県、近隣市町村及び水質検査機関との連絡調整体制を強化する。

(水質検査計画の見直し)

- ・ 水道水質検査計画は、年度ごとに見直し、計画対象の期間は当該年度を含む3年間とする。

2 水道施設の概要

上水道

① 永吉水源

供用開始	平成 14 年 4 月
浄水方法	塩素滅菌のみ
水源の種別	地下水
給水人口	2,797 人



② 菱田水源

供用開始	昭和 53 年 5 月
浄水方法	塩素滅菌のみ
水源の種別	地下水
給水人口	2,184 人



③ 中山第 1 水源

供用開始	昭和 33 年 4 月
浄水方法	塩素滅菌のみ
水源の種別	地下水
給水人口	1,034 人



④ 中山第 2 水源

供用開始	昭和 50 年 7 月
浄水方法	塩素滅菌のみ
水源の種別	地下水
給水人口	1,034 人



⑤ 岡別府水源

供用開始	平成元年 4 月
浄水方法	塩素滅菌のみ
水源の種別	地下水
給水人口	6,070 人



水之谷簡易水道

⑥ 籠谷水源

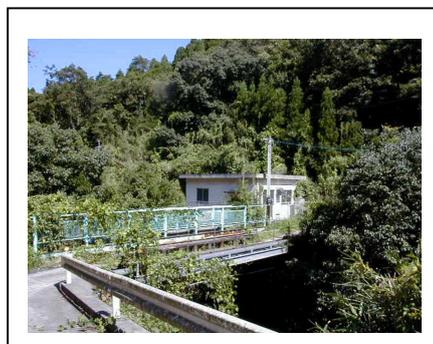
供用開始	昭和 53 年 4 月
浄水方法	塩素滅菌のみ
水源の種別	地下水
給水人口	243 人



野方簡易水道

⑦ 東川水源

供用開始	昭和 32 年 4 月
浄水方法	塩素滅菌のみ
水源の種別	地下水
給水人口	556 人

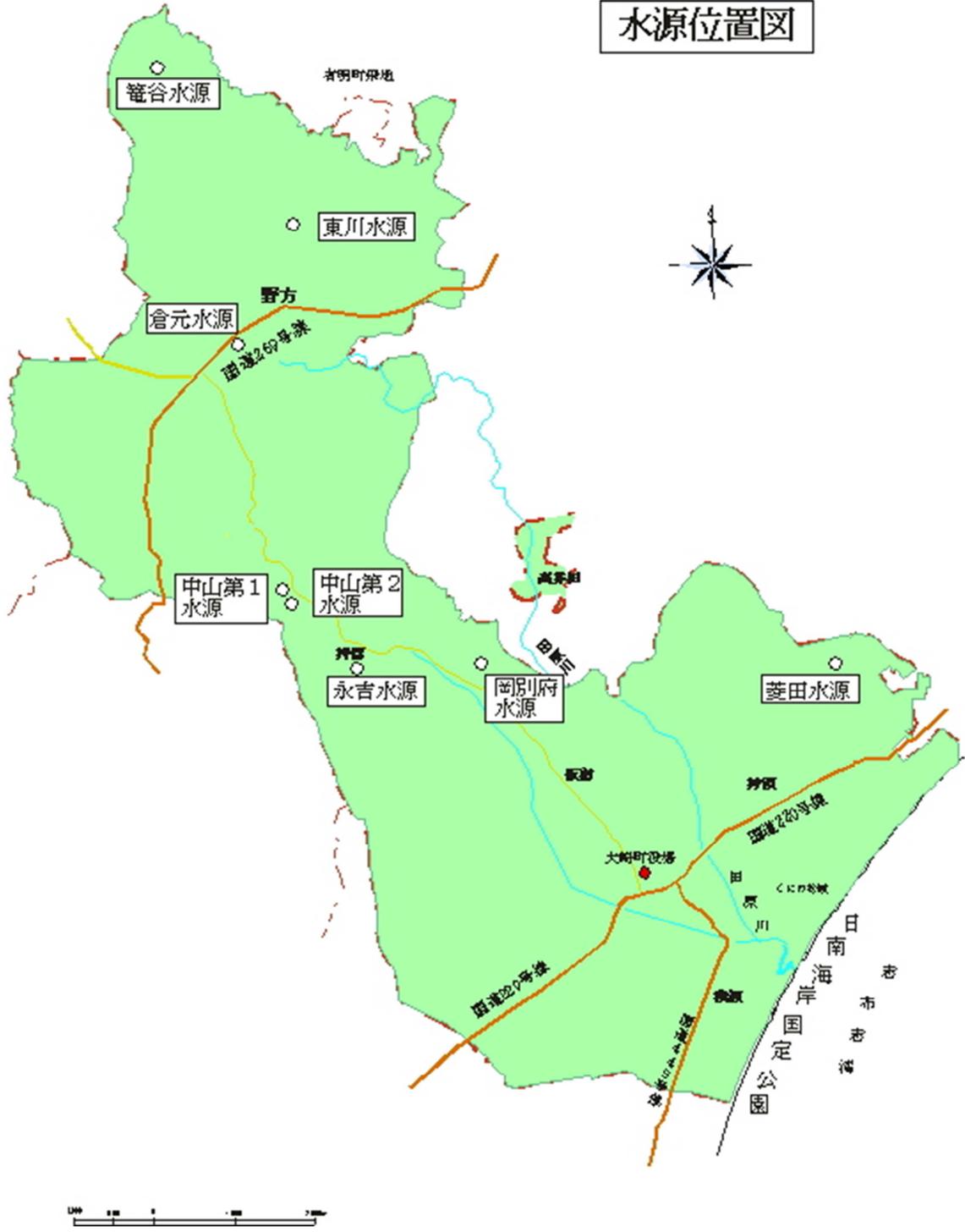


⑧ 倉元水源

供用開始	平成 8 年 4 月
浄水方法	塩素滅菌のみ
水源の種別	地下水
給水人口	556 人



水源位置図



3 原水・浄水の水質状況及び水質管理上の問題点と対応

上水道

① 永吉水源

水源名	原水	浄水
永吉水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値(10mg/L)の4~6割程度である。 蒸発残留物が基準値(500mg/L)の4割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値の3~5割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察。

② 菱田水源

水源名	原水	浄水
菱田水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値(10mg/L)の2~3割程度である。 地質に由来すると思われるヒ素が基準値(0.01mg/L)の1/10(0.001mg/L)の濃度で検出されるケースがある。 蒸発残留物が基準値(500mg/L)の4割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値の2~3割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については周辺状況を勘案し、経過観察。

③ 中山水源

水源名	原水	浄水
中山第1水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値（10mg/L）の4～6割程度で推移している。 蒸発残留物が基準値（500mg/L）の4割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値の4～7割程度で推移している。 蒸発残留物が基準値の4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。
		<p><u>立小野</u></p> <p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値の4～6割程度で推移している。 蒸発残留物が基準値の4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。
中山第2水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値の3～4割程度で推移している。 マンガン（基準値：0.05mg/L）が検出されるケースがある。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値の4～7割程度で推移しているが、数値が変動する場合がある。 蒸発残留物が基準値（500mg/L）の4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

④ 岡別府水源

水源名	原水	浄水
岡別府水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値（10mg/L）の6～8割程度で推移している。 蒸発残留物が基準値（500mg/L）の4割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値の4～7割程度で推移しているが、数値が変動する場合がある。 蒸発残留物が基準値（500mg/L）の4割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物については、経過観察。

簡易水道

⑤ 水之谷簡易水道

水源名	原水	浄水
竈谷水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 細菌類は検出される。 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の3~4割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値の4~5割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察。

⑥ 野方簡易水道

水源名	原水	浄水
東川水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値 (10mg/L) の2割程度で推移している。 ヒ素が基準値 (0.01mg/L) の1/10 (0.001 mg/L) の濃度で検出されるケースがある。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値の4~6割程度で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、経過観察。
倉元水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値の4~6割程度で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滅菌処理のみ。 	

4 水源ごとの水質検査項目

(1) 水質検査項目，採水地点及び採水頻度

① 毎日検査（浄水）

色・濁り及び残留塩素の測定を各浄水場給水区域ごとに測定し、記録に残す。

② 概ね1月に1回以上行う検査（毎月検査） 10項目

毎月1回、一般細菌，大腸菌，塩化物イオン，有機物，pH値，味，臭気，色度及び濁度の9項目（省略不可項目）及び水源地周辺の土地利用状況を勘案し、過剰な施肥によりその濃度が上昇する可能性のある硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を加えた10項目の検査を行う。

③ 全項目検査（浄水）

概ね3ヶ月に1回以上検査を行う必要のある項目のうち、省略不可項目（22項目）と、亜硝酸態窒素を加えた計23項目の検査を3ヶ月ごとに行う。また、新規採水地点については全項目検査（51項目）を3ヶ月ごとに行う。

定量下限値が基準値の1/10を確保できない項目（非イオン界面活性剤）は1年に1回の検査頻度とする。

なお、基準値の1/10以下である項目（カドミウム及びその化合物，水銀及びその化合物，セレン及びその化合物，ヒ素及びその化合物，六価クロム化合物，フッ素及びその化合物，ホウ素及びその化合物，四塩化炭素，1,4-ジオキサン，シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン，ジクロロメタン，テトラクロロエチレン，トリクロロエチレン，ベンゼン，亜鉛及びその化合物，アルミニウム及びその化合物，鉄及びその化合物，銅及びその化合物，ナトリウム及びその化合物，マンガン及びその化合物，陰イオン界面活性剤，フェノール類）、水源が地下水につき省略することができるジェオスミン，2-メチルイソボルネオールは3年に1回の検査頻度とする。硬度，蒸発残留物など地質に由来し、これまで変動が少なく、且つ、基準値の1/2は超過していない項目は3年に1回の検査頻度とする。また、鉛及びその化合物などは材料等に由来すると思われ、基準値の1/5を超過した項目は従来通り年に4回検査、基準値の1/5を下回ったものは年に1回検査、基準値の1/10を下回ったものは3年に1回の検査頻度とする。

なお、3年に1回は省略した項目を加えた全項目検査（51項目）を実施する。

（「水道水質検査計画」参照）

④ 原水検査

原水検査は39項目とし、年1回行う。

⑤ 水質管理目標設定項目検査

水質管理目標設定項目のうち農薬類に関しては、主要作物への散布時期に毒性や蓄積性を考慮して選定し、検査を実施するものとする。

⑥ 指標菌検査

クリプトスポリジウム対策として、クリプトスポリジウムの原水検査を年1回各水源で実施するとともに、指標菌検査を毎月1回各水源で実施する。

(2) 採水個所

(ア) 毎日検査（浄水）・毎月検査（浄水）・全項目検査（浄水）

各浄水場の給水区域・配水池ごとに、給水栓で検査する。

(イ) 原水検査

各水源地で検査する。

(ウ) 指標菌検査

対象水源地で検査する。

(3) 水質検査省略項目とその理由

水質検査については、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であること、地下水であってその存在が極めて考えにくいこと、地質に由来し、検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、且つ、原水ならびに水源及びその周辺の状況を勘案して検査を省略できる項目は、以下のとおり。

省 略 項 目	省 略 理 由
カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、陰イオン界面活性剤、フェノール類	基準値の1/10以下である。
ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール	地下水につきその存在が極めて考えにくい。
硬度、蒸発残留物	地質に由来し、これまで変動が少なく、且つ、基準値の1/2を超えたことがない。

水道法における検査の回数、検査の省略の可否の判断基準

- 1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別，取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができることとする。
- 2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できることとする。
- 3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できることとする。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行う。

- イ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ロ 水源に異常があったとき
- ハ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ニ 浄水過程に異常があったとき
- ホ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- へ その他特に必要があると認められるとき

6 水質検査の方法

毎日検査（3項目）は自主検査するが、それ以外の定期水質検査及び臨時の水質検査は全て厚生労働省から認定され、水質異常が発生した際、敏速に対応可能な信頼できる県内の水質検査登録機関に委託する。

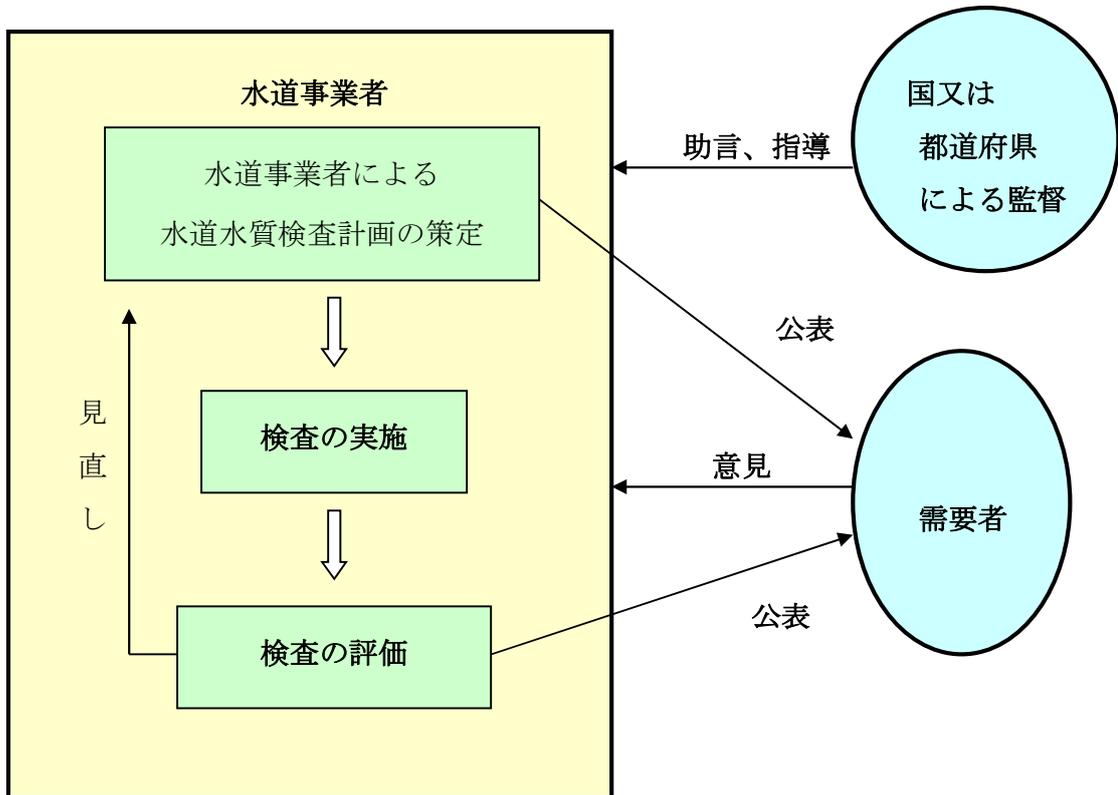
また、水質検査の方法は、水質基準に関する省令に定める方法とする。

水 質 検 査 計 画

	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
上 水 道	永吉水源	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
	菱田水源			
	中山第1水源 中山第2水源			
	岡別府水源			
簡 易 水 道	水之谷簡易水道 (籠谷水源)	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
	野方簡易水道 (東川水源) (倉元水源)	毎日検査以外の項目	現状に同じ	

7 水質検査計画及び結果公表の方法

水質検査計画書は、常時閲覧可能な状態で水道課内で管理する。また、検査結果は町広報紙に掲載して情報を共有化するとともに、計画に対する貴重な意見要望に対しては、内容を十分検討し、次年度の計画に反映させることとする。



水質検査計画の概要

8 その他水質検査実施に際し、配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査を水質基準と対比し、経年的な推移等からそれぞれの水源の状況を評価する。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

蓄積された検査結果をもとに、毎年度、基準項目や検査頻度の見直しを行う。
また、計画の運用に当たっては、不具合のあった個所や住民の方々からの貴重な意見要望等を参考とする。

(3) 水質検査の精度と信頼性保証に関する事項

水質検査は、その精度と信頼性が極めて重要であることから、委託に当たっては、水質検査機関が行う公的な外部精度管理調査（クロスチェック）の結果の表示を求め、検査結果の精度と信頼性保証の確認を行う。

(4) 関係者との連絡に関する事項

水質検査の結果、水質が基準を満足しないなど異常が判明した場合、直ちに給水を停止し、給水区域の住民には広報車、防災無線などにより広報を流すとともに早急な復旧を行う。

その後、保健所及び県生活衛生課に連絡するとともに、水質検査登録機関と連携しながら状況を把握する。また、結果は速やかに保健所等に報告し、必要に応じ、近隣市町村にも連絡する。

資 料 編

(水道水質検査計画)

水道水質検査計画

上水道（永吉水源）

項目		基準値	過去3年間の最高値	浄水検査頻度	検査頻度の理由	原水検査頻度
1	一般細菌	100 個/mL 以下	0	1 回/月	省略不可項目	1 回/年
2	大腸菌	検出されないこと	検出されず			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	1 回/3 年		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.002	1 回/年		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001	1 回/3 年		
8	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	<0.005			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004	4 回/年		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001	4 回/年		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	5.1	1 回/月	周辺状況を勘案	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	<0.05	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
13	砒素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.10			
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002			
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05mg/L 以下	<0.005			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.004			
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001			
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001			
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	0.08	4 回/年		
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002			
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	<0.0005			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.0007			
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0100			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003			
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	<0.0002			
30	ブromホルム	0.09mg/L 以下	0.0013			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.008			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	0.02	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	1 回/年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	<0.02			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03			
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	10.9			
37	マンガーン及びその化合物	0.05mg/L 以下	<0.005			
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	11.0	1 回/月	省略不可項目	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	43.4	1 回/3 年	基準値の 1/2 を超えたことがなく、且つ、周辺状況を勘案	
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	181			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
42	ジエオキシン	0.00001mg/L 以下	<0.000001	1 回/3 年	地下水につき省略	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	<0.000001			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.004	1 回/年	定量下限値が基準値の 1/10 より大	
45	フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
46	有機物（TOC）	3mg/L 以下	<0.3	1 回/月	省略不可項目	
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	6.7			
48	味	異常でないこと	異常なし			
49	臭気	異常でないこと	異常なし			
50	色度	5 度以下	<0.5			
51	濁度	2 度以下	<0.2			

水道水質検査計画

上水道（菱田水源）

項 目	基 準 値	過去 3 年間 の最高値	浄水検査 頻度	検査頻度の理由	原水検査 頻度		
1 一般細菌	100 個/mL 以下	0	1 回/月	省略不可項目	1 回/年		
2 大腸菌	検出されないこと	検出されず					
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005					
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.001					
8 六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	<0.005					
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004				4 回/年	周辺状況を勘案
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001				4 回/年	省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	3.0	1 回/月	周辺状況を勘案			
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	<0.05	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
13 砒素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.10					
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002					
15 1,4-ジクロロベンゼン	0.05mg/L 以下	<0.005					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.004					
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002					
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005					
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001					
20 ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001					
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	0.09			4 回/年	省略不可項目	
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002					
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	<0.0005					
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003					
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.0011					
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001					
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0100					
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003					
29 ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.0002					
30 ブromホルム	0.09mg/L 以下	0.0023					
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.008					
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	1 回/年		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	<0.02					
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03					
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01					
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	14.3					
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	<0.005					
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	16.4	1 回/月	省略不可項目			
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	61.6	1 回/3 年	基準値の 1/2 を超えたことがなく、且つ、周辺状況を勘案			
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	193					
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
42 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001	1 回/3 年	地下水につき省略			
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	<0.000001					
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.004	1 回/年	定量下限値が基準値の 1/10 より大			
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
46 有機物（TOC）	3mg/L 以下	0.4	1 回/月	省略不可項目			
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	6.9					
48 味	異常でないこと	異常なし			1 回/年		
49 臭 気	異常でないこと	異常なし					
50 色 度	5 度以下	<0.5					
51 濁 度	2 度以下	<0.2					

水道水質検査計画

上水道（中山水源）

項 目	基 準 値	過去 3 年間 の最高値	浄水検査 頻度	検査頻度の理由	原水検 査頻度
1 一般細菌	100 個/mL 以下	0	1 回/月	省略不可項目	1 回/年
2 大腸菌	検出されないこと	検出されず			
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005			
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001			
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001			
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001			
8 六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	<0.005			
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001			
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	7.4	4 回/年	省略不可項目	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	0.07	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
13 砒素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.10			
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002			
15 1,4-ジニトロベンゼン	0.05mg/L 以下	<0.005			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.004			
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002			
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005			
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001			
20 ヘンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001	4 回/年	省略不可項目	
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	0.10			
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002			
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	<0.0005			
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003			
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.0005			
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001			
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0100			
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003			
29 ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.0002			
30 ブromホルム	0.09mg/L 以下	<0.0010			
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.008	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	1 回/年
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01			
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	<0.02			
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03			
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	0.01			
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	12.0			
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	<0.005	1 回/月	省略不可項目	
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	9.4			
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	55.9	1 回/3 年	基準値の 1/2 を超えたことがなく、 且つ、周辺状況を勘案	
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	206			
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
42 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001	1 回/3 年	地下水につき省略	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	<0.000001			
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.004	1 回/年	定量下限値が基準値の 1/10 より大	
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
46 有機物（TOC）	3mg/L 以下	<0.3	1 回/月	省略不可項目	
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	6.6			
48 味	異常でないこと	異常なし			
49 臭 気	異常でないこと	異常なし			
50 色 度	5 度以下	<0.5			
51 濁 度	2 度以下	<0.2			

水道水質検査計画

上水道（中山水源 立小野）

項 目	基 準 値	過去 3 年間 の最高値	浄水検査 頻度	検査頻度の理由		
1 一般細菌	100 個/mL 以下	34	1 回/月	省略不可項目		
2 大腸菌	検出されないこと	検出されず				
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下		
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005				
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001				
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001				
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001				
8 六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	<0.005				
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004			4 回/年	周辺状況を勘案
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001			4 回/年	省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	6.5	1 回/月	周辺状況を勘案		
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	0.07	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下		
13 砒素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.10				
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002				
15 1,4-ジクロロベンゼン	0.05mg/L 以下	<0.005				
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.004				
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002				
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005				
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001				
20 ヘンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001				
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	0.10			4 回/年	省略不可項目
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002				
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	<0.0005				
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003				
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.0017				
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001				
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0100				
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003				
29 ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.0006				
30 ブromホルム	0.09mg/L 以下	0.0022				
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.008				
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	<0.02				
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03				
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01				
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	13.0				
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	<0.005				
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	11.0	1 回/月	省略不可項目		
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	58.6	1 回/3 年	基準値の 1/2 を超えたことがなく、 且つ、周辺状況を勘案		
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	215				
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下		
42 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001	1 回/3 年	地下水につき省略		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	<0.000001				
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.004	1 回/年	定量下限値が基準値の 1/10 より大		
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下		
46 有機物（TOC）	3mg/L 以下	<0.3	1 回/月	省略不可項目		
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	6.7				
48 味	異常でないこと	異常なし				
49 臭 気	異常でないこと	異常なし				
50 色 度	5 度以下	<0.5				
51 濁 度	2 度以下	<0.2				

水道水質検査計画

上水道（岡別府水源）

項 目	基 準 値	過去 3 年間 の最高値	浄水検査 頻度	検査頻度の理由	原水検査 頻度
1 一般細菌	100 個/mL 以下	3	1 回/月	省略不可項目	1 回/年
2 大腸菌	検出されないこと	検出されず			
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005			
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001			
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001			
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001			
8 六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	<0.005			
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001			
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	6.7	1 回/月	周辺状況を勘案	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	<0.05	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
13 砒素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.10			
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002			
15 1,4-ジクロロベンゼン	0.05mg/L 以下	<0.005			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.004			
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002			
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005			
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001			
20 ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001			
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	0.06			4 回/年
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002			
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	<0.0005			
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003			
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0005			
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001			
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0100			
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003			
29 ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	<0.0002			
30 ブromホルム	0.09mg/L 以下	0.0011			
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.008			
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	<0.02			
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03			
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01			
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	11.9			
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	<0.005			
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	11.8	1 回/月	省略不可項目	
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	46.6	1 回/3 年	基準値の 1/2 を超えたことがなく、且つ、周辺状況を勘案	
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	214			
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
42 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001	1 回/3 年	地下水につき省略	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	<0.000001			
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.004	1 回/年	定量下限値が基準値の 1/10 より大	
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
46 有機物（TOC）	3mg/L 以下	<0.3	1 回/月	省略不可項目	
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	6.5			
48 味	異常でないこと	異常なし			
49 臭 気	異常でないこと	異常なし			
50 色 度	5 度以下	<0.5			
51 濁 度	2 度以下	<0.2			

水道水質検査計画

水之谷簡易水道（竈谷水源）

項 目	基 準 値	過去 3 年間 の最高値	浄水検査 頻度	検査頻度の理由	原水検 査頻度		
1 一般細菌	100 個/mL 以下	2	1 回/月	省略不可項目	1 回/年		
2 大腸菌	検出されないこと	検出されず					
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005					
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
8 六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	<0.005					
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004				4 回/年	周辺状況を勘案
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001				4 回/年	省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	4.9	1 回/月	周辺状況を勘案			
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	<0.05	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
13 砒素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.10					
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002					
15 1,4-ジクロロベンゼン	0.05mg/L 以下	<0.005					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.004					
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002					
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005					
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001					
20 ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001					
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	0.12			4 回/年	省略不可項目	
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002					
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	<0.0005					
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003					
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0005					
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001					
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0100					
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003					
29 ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	<0.0002					
30 ブromホルム	0.09mg/L 以下	<0.0010					
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.008					
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	1 回/年		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	<0.02					
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03					
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01					
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	13.5					
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	<0.005					
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	12.4	1 回/月	省略不可項目			
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	53.4	1 回/3 年	基準値の 1/2 を超えたことがなく、且つ、周辺状況を勘案			
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	192					
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
42 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001	1 回/3 年	地下水につき省略			
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	<0.000001					
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.004	1 回/年	定量下限値が基準値の 1/10 より大			
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
46 有機物（TOC）	3mg/L 以下	<0.3	1 回/月	省略不可項目			
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	6.7					
48 味	異常でないこと	異常なし			1 回/年		
49 臭 気	異常でないこと	異常なし					
50 色 度	5 度以下	<0.5					
51 濁 度	2 度以下	<0.2					

水道水質検査計画

野方簡易道（倉元水源）

項目	基準値	過去3年間の最高値	浄水検査頻度	検査頻度の理由	原水検査頻度		
1 一般細菌	100 個/mL 以下	0	1 回/月	省略不可項目	1 回/年		
2 大腸菌	検出されないこと	検出されず					
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	1 回/年		
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005					
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
8 六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	<0.005					
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004				4 回/年	周辺状況を勘案
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001				4 回/年	省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	6.5	1 回/月	周辺状況を勘案			
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	<0.05	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
13 砒素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.10					
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002					
15 1,4-ジニトロベンゼン	0.05mg/L 以下	<0.005					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.004					
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002					
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005					
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001					
20 ヘンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001	4 回/年	省略不可項目			
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	0.06					
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002					
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	<0.0005					
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003					
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0005					
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001					
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0100					
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003					
29 ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	<0.0002					
30 ブromホルム	0.09mg/L 以下	<0.0010					
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.008			1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	0.01					
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	<0.02					
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03					
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01					
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	12.4					
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	<0.005	1 回/月	省略不可項目			
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	13.2					
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	45.2	1 回/3 年	基準値の 1/2 を超えたことがなく、且つ、周辺状況を勘案			
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	196					
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
42 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001	1 回/3 年	地下水につき省略			
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	<0.000001					
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.004	1 回/年	定量下限値が基準値の 1/10 より大			
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
46 有機物（TOC）	3mg/L 以下	0.5	1 回/月	省略不可項目			
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	6.8					
48 味	異常でないこと	異常なし					
49 臭気	異常でないこと	異常なし					
50 色度	5 度以下	<0.5					
51 濁度	2 度以下	<0.2					

